

十二、經

と

過

三月二十三日爭議團代表五名は社長を訪問し前同爭議の解決條項實行方を要求すると共に午後一時より全職工を職場に集め今後の方針を協議したる結果全總同盟九聯に來援を求め愈々罷業を決定することとなり市内參宮通の空家を爭議團本部とし要求書作成爭議團部署其他を決定せり。
翌二十四日會社側は臨時人夫十數名を傭入れ漸く操業を續けると共に爭議團との第一回會見をなすも共同出資者、出光弘不在の爲繼らず
三月二十五日會社側が家族の來社を求むる通知狀を發送し切崩しに出たる爲爭議團は家族の結束を固むる可く午後二時半より本部に於て家族大會を開催したり。

同日會社側より第二回會見を求め同答案を提示したるも爭議團側は要求の重點たる昇給並解雇手當制の回答を爲すを拒絶す。其の後四回に亘る會見も何等纏る處なく持久戰に入り爭議團は製綱小倉支部より資金貳百圓を貸入れ今後の方針を協議す。
所轄戸畑警察署にては二十六日夜双方代表を別個に招致し和解を懇望したる結果双方とも之れに調停を依頼するに至りたるを以て同夜十時會社事務所にて兩者代表會見し種々折衝を重ねたる處左記覺書により解決せり。

十三、解決條件（覺書）

一、増給の件

從業員の内月給者及本年昇給者を除き最低日給五錢最高拾五錢平均七錢を増給す。